

監査公表第9号
平成31年（2019年）3月6日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	武	市	憲	一
同	本	郷	俊	史

包括外部監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、札幌市包括外部監査人から包括外部監査の結果に関する報告が提出されましたので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、別添のとおり公表します。

平成 30 年度
包括外部監査結果報告書

高齢者保健福祉事業と介護保険事業
に関する財務事務の執行について

札幌市包括外部監査人
弁護士 米 屋 佳 史

目 次

第 1 外部監査の概要

1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3	外部監査の対象部局等	4
4	外部監査の対象期間	4
5	外部監査の実施期間	4
6	外部監査の基本的な視点	4
7	実施した主な監査手続・方法等	4
8	外部監査従事者	5
9	利害関係	5
10	外部監査の結果（指摘）及び意見の総括	5

第 2 本市における高齢者保健福祉・介護保険事業の概要

1	本市の現状	40
(1)	高齢者の現状	40
(2)	要介護等認定者数、介護サービス利用の現状	46
(3)	認知症高齢者の現状と課題	49
(4)	高齢者保健福祉関係歳出決算の推移と現状	49
2	監査対象事業を担当する本市の高齢者保健福祉・介護保険事業所管部局の概要	52
(1)	本庁保健福祉局総務部、同局監査指導室、同局高齢保健福祉部	52
(2)	区保健福祉部	54
(3)	監査対象事業	57
3	平成 29 年度の本市における施策の概要	58
(1)	第 7 期高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画	58
(2)	第 8 期高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画	72
4	監査対象である公の施設指定管理者・財政援助団体	74
(1)	社会福祉法人神愛園	74
(2)	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	75
5	平成 30 年度における特記事項	75
(1)	北海道胆振東部地震の発生	75
(2)	本市の高齢者保健福祉行政への影響	76

第3 本市における高齢者保健福祉事業に関する財務事務の執行

1 総説	79
(1) 高齢者保健福祉施策の概要	79
(2) 事業等の全体像：監査対象	79
(3) 監査の基本的な視点、重点・着眼点（検討を要するリスク）	92
2 一般会計に属する高齢者保健福祉事業についての監査結果	93
(1) 本庁保健福祉局総務部所管事業	93
(2) 本庁保健福祉局高齢保健福祉部所管事業	106
3 指導監査についての監査結果	165
(1) 社会福祉法人及び老人福祉施設に対する指導監査	165
(2) 介護老人保健施設に対する指導監査	176
(3) 介護保険施設等の事業者に対する指導監査	184
4 区の事務についての監査結果	189
(1) 区の保健福祉部	189
(2) 内部管理状況	189
(3) 事業・事務の執行上の不備	190
(4) 指導監査上の不備	193

第4 本市における介護保険事業に関する財務事務の執行

1 総説	194
(1) 介護保険制度の概要	194
(2) 介護保険の財源等	201
(3) 本市の第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）	206
(4) 本市の介護保険事業特別会計	215
(5) 小括	221
2 介護保険特別会計に属する介護保険事業についての監査結果	222
(1) 総務管理費	222
(2) 介護保険料の賦課・徴収等	238
(3) 保険給付費	254
(4) 地域支援事業費	259
3 区の事務についての監査結果	291
(1) 区の保健福祉部	291
(2) 事業・事務の執行上の不備	291

第5 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会及び社会福祉法人神愛園（軽費老人ホームB型琴寿園）における財務事務の執行

1	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（市社協）における財務事務の執行	303
(1)	法人概要	303
(2)	市社協の財務事務の執行についての監査結果	311
2	社会福祉法人神愛園（軽費老人ホームB型琴寿園）における財務事務の執行	335
(1)	法人概要	335
(2)	札幌市琴寿園の財務事務の執行についての監査結果	342

(本報告書における記載内容の注意事項)

1 端数処理

報告書の数値は、原則として、単位未満の端数は切り捨て表示している。このため、表の数値（総額と内訳）が一致しない場合がある。

公表されている資料を使用している場合は、原則として、その数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合がある。

2 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として、本市が公表している資料及び監査対象とした部局等から入手した資料を用いている。その場合は、原則として、数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、本市以外が公表している資料及び監査対象とした部局等以外から入手した資料の数値等を用いたもの並びに他の地方公共団体等の数値等を表示したのものについては、その出典を明示している。

3 法令等の表記

本文中に引用する根拠法令の条・項・号については、原則として「第」を省略した。

本文（ ）中に示した根拠法令の条・項・号は、原則として条をアラビア数字、項をローマ数字、号を○囲みアラビア数字で示した。

(例) 介護保険法第7条第6項第3号 → (介護7VI③)

本文中の法令は、原則として正式名称で表記したが、（ ）内の法令名は、以下に掲げる略語を用いた。

国賠 国家賠償法

介護 介護保険法

介護令 介護保険法施行令

国庫負担金算定政令 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令

介護条例 札幌市介護保険条例

債権管理条例 札幌市債権管理条例

社福 社会福祉法

社福規 社会福祉法施行規則

市介護施行規則 札幌市介護保険事業施行規則

市会計規則 札幌市会計規則

市認定審査会規則 札幌市介護認定審査会規則

民 民法

民生 民生委員法

老福 老人福祉法

4 用語等の表記

同一の意味内容を指すと解される用語について、異なる表記がなされている場合（老人と高齢者、障害者と障がい者等）、その用語が用いられている文書や文脈等どおりの表記を行っている。

5 要綱等の表記

法令、条例については、検索が容易であるため、名称等を記載するにとどめた。

本市の要綱・要領等についても、その多くは、本市のホームページ等において検索可能であるため、報告書本文においては、逐条的な引用は控え、要綱等名（又は URL）を記載するにとどめたが、一部の要綱等は、本市ホームページ等においてもなお開示されていない。行政が要綱等に基づいて具体的に執行されている現在、本来は、全要綱等が納税者（市民）に対し開示されるべきものであると当監査人は考える。

本報告書の読解上、本市ホームページ等における開示がない要綱等については¹、該当する部局（課・係）に照会して頂きたい。当監査人からは、そのような照会がある場合は、適切に開示するよう要請済みであることを付記する。

（主な参考文献）

中村二郎・菅原慎矢著「日本の介護」（2017年、有斐閣）

大塩まゆみ・奥西栄介編著「高齢者福祉[第3版]」（2018年、ミネルヴァ書房）

小竹雅子「総介護社会 ― 介護保険から問い直す」（2018年、岩波新書）

¹ 札幌市地域福祉振興助成金交付要綱、札幌市災害弔慰金及び災害見舞金贈呈要綱、物品・役務Q&A、札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業実施要綱、札幌市高齢者虐待対応マニュアル、札幌市認知症コールセンター運営事業実施要綱、札幌シニア大学設置要綱、札幌市高齢者福祉バス運営費補助金交付要綱、札幌市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱、札幌市広域型特別養護老人ホーム整備費補助金交付要綱、札幌市福祉避難場所用スペース整備費補助金交付要綱、札幌市ひとり暮らしの高齢者等巡回相談事業運営要綱、札幌市高齢者配食サービス事業実施要綱、札幌市認知症に関する市民及び家族介護者支援事業実施要綱、札幌市介護支援専門員支援金支給要綱